

奈良市公報

第34号

令和2年9月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
8 17	426	住居番号の設定	市民課
8 17	427	特定計量器の定期検査の実施	産業政策課
8 18	428	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
8 18	429	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	保護課
8 18	430	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
8 19	431	農用地利用集積計画の決定	農政課
8 20	432	放置自転車等の保管	環境政策課
8 21	433	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8 24	434	督促状の公示送達	納税課
8 25	435	令和2年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算の要領	財政課
8 25	436	放置自転車等の保管	環境政策課
8 25	437	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
8 25	438	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
8 26	439	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
8 26	440	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
8 26	441	生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	保護課
8 27	442	放置自転車等の保管	環境政策課
8 28	443	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8 31	444	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
8 27	45	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	経営企画課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
-----	----	-----	-----

8	17	18	定例教育委員会開催	教育政策課
			正	誤
正誤表				

告 示

奈良市告示第426号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年 8月17日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
百楽園三丁目13番2-2号	学園朝日町4番6-2-室番号	
疋田町二丁目3番31号	四条大路四丁目1番48号	
疋田町二丁目3番32号	大安寺二丁目11番7-3号	
疋田町二丁目3番33号	百楽園三丁目15番2号	
西大寺赤田町二丁目9番9号	登美ヶ丘六丁目8番13号	
藤ノ木台一丁目2番29号	三条大路二丁目1番61号	
藤ノ木台一丁目2番30号	五条畑一丁目1番2-3号	
学園南二丁目7番16-1号	西登美ヶ丘八丁目19番8号	
五条畑一丁目1番3-2号	西登美ヶ丘八丁目21番1号	
五条畑一丁目1番3-3号	青野町一丁目7番5号	
五条畑一丁目27番13-6号	四条大路二丁目2番74-1号	
疋田町二丁目3番2号	藤ノ木台三丁目18番16号	
百楽園三丁目17番3-2号	七条西町一丁目2番5号	
平松一丁目29番9号	宝来三丁目2番3-1号	
学園南二丁目3番13-1号	西登美ヶ丘一丁目2番6号	
大安寺四丁目13番18号	菅原東二丁目21番9号	
百楽園一丁目4番11-2号	北登美ヶ丘二丁目23番19号	
藤ノ木台二丁目13番17号	大安寺四丁目1番20-1号	
平松二丁目19番5号	藤ノ木台二丁目19番13号	

奈良市告示第 427 号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

令和 2年 8 月 17 日

奈良市長 仲川 元庸

区 域	区 分	月 日 (曜日)	時 間	場 所
都祁地区 及び 月ヶ瀬地区	質量計	10月12日(月)から 10月14日(水)まで	10:00~12:00 13:00~15:30	月ヶ瀬行政センター
		10月15日(木)から 10月16日(金)まで	10:00~12:00 13:00~15:30	都祁行政センター
		10月19日(月)から 10月27日(火)まで 但し、土・日を除く	10:00~15:30	質量計の所在場所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所(奈良市二条大路南一丁目1番1号)において行う。

奈良市告示第 428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 2年 8月18日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
とみお岩崎クリニック	奈良県奈良市二名三丁目1046番地1	令和2年 6月30日
医療法人社団湧水方円会 稲田病院	奈良県奈良市大森町46	令和2年 6月30日

奈良市告示第 429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年 8月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
医療法人 花本診療所	奈良県奈良市西登美ヶ丘三丁目18番3号	令和2年 8月7日

奈良市告示第 430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2年 8 月18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人友希会 とみお岩崎クリニック	奈良県奈良市二名三丁目1046番地1	令和2年 7月1日
プラス薬局 ならまち店	奈良県奈良市瓦堂町15番地	令和2年 8月1日

奈良市告示第43号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年8月19日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年8月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年8月20日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 433 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年8月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年4月21日 奈良市指令整開 第20A-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年8月21日 第1738号

公共施設 令和2年8月21日 第860号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条桜町642番1、643番1及び644番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設 株式会社 代表取締役 堀口 忠美

京都市伏見区深草勸進橋町103番地

白山 善一

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路

奈良市三条桜町642番1の一部、643番1の一部、及び644番

下水道

奈良市三条桜町642番1の一部、643番1の一部及び644番の一部

奈良市告示第434号

平成31年度市・県民税第4期分の督促状の送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年8月24日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	納期限
平成31年度市・県民税	第4期分	令和2年1月31日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和2年9月4日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第435号

令和2年8月24日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年8月25日

奈良市長 仲川元庸

1 令和2年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,580,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4. 県支出金		25,972,384	80,000	26,052,384
	1. 県補助金	25,972,384	80,000	26,052,384
歳入合計		35,500,000	80,000	35,580,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7. 諸支出金		36,590	80,000	116,590
	1. 還付及び 還付加算金	31,790	80,000	111,790
歳出合計		35,500,000	80,000	35,580,000

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年8月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年8月25日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

 原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和2年8月25日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年8月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970100869	居宅介護支援	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター 奈良	奈良市三条栄町 10-5

2 廃止年月日 令和2年8月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104812	居宅介護支援	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター 東九条	奈良市東九条町 754-4

3 廃止年月日 令和2年8月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970102758	居宅介護支援	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター ほうれん	奈良市法蓮町 1088-1ら・ほうれん1階

奈良市告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和2年8月25日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和2年9月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970102048	訪問介護	奈良近鉄タクシー株式会社	奈良市大安寺一丁目3番3号	ならきんケアステーション	奈良市大安寺一丁目3番3号

奈良市告示第 439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年8月26日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
河本 栄作		柔道整復	令和2年 8月7日
ラクダ整骨院	奈良県奈良市大安寺町 505-2		
河本 栄作		あんま はり・きゅう	令和2年 8月7日
ラクダ訪問 マッサージ	奈良県奈良市大安寺町 505-2		

奈良市告示第 440 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月26日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松井 美空		はり・きゅう	令和2年 7月31日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町126-1 1 岩本西ビル101号		
田口 浩志		はり・きゅう	令和2年 7月31日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町126-1 1 岩本西ビル101号		
野村 亮介		はり・きゅう	令和2年 7月31日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町126-1 1 岩本西ビル101号		

奈良市告示第 44 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により施
術者から事業を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 8 月 26 日

奈良市長 仲川 元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	尾西 敬子 山本 香菜 村山 龍	からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町 126-1 岩本西ビル 101号	令和2年 8月1日
新	尾西 敬子 山本 香菜 村山 龍	からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市大宮町 三丁目2-46-505	

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年8月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年8月27日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 443 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西包永町第1自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和2年 8 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	山田 進一 奈良市西包永町28番地	麻苧 雅俊 奈良市西包永町38番地

2 変更の年月日

令和2年5月7日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年8月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成31年 1月28日 奈良市指令整開 第18A-44号

令和 2年 8月 3日 奈良市指令整開 第18A-44-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年 8月 31日 第1739号

公共施設 令和2年 8月 31日 第 861号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園中二丁目1305番2、1305番13及び1305番14

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園南三丁目15番37号

津田 一俊

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路 : 奈良市学園中二丁目1305番13

管路敷 : 奈良市学園中二丁目1305番14

防火水槽 : 奈良市学園中二丁目1305番2の一部

公當企業

奈良市企業局告示第45号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年8月27日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
北浦組	代表者 北浦 和行	奈良市古市町1219-6	令和2年8月25日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第18号

令和2年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年8月17日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年8月18日（火）
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

（1）令和2年度9月補正予算要求額について

議事

議案第20号 令和2年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和元年度教育委員会活動の点検・評価報告）について

議案第21号 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

議案第22号 令和3年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について

議案第23号 令和3年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

協議事項

（1）「奈良市の目指す教育について」

（2）「不登校児童生徒への対応について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

正 誤

正 誤

令和2年4月1日付け奈良市公報第23号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第15号に掲載	奈良市公報号外第17号に掲載

令和2年4月16日付け奈良市公報第24号

ページ	誤	正
1・2	奈良市公報号外第15号に掲載	奈良市公報号外第17号に掲載
3	奈良市公報号外第15号に掲載	奈良市公報号外第18号に掲載

令和2年7月1日付け奈良市公報第29号

ページ	誤	正
11	1,412百万円	1,406百万円